

「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

【令和8年8月1日現在】
特別養護老人ホーム八宮荘

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(宮城県指定 第0470600073号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 不忘会
- (2) 法人所在地 白石市福岡八宮字川原10番地の3
- (3) 電話番号 0224-24-5500
- (4) 代表者氏名 理事長 長橋 和夫
- (5) 設立年月 昭和54年7月6日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年4月1日指定
宮城県指定 第0470600073号
※当事業所は特別養護老人ホーム八宮荘に併設されています。

(2) 事業所の目的

社会福祉法人不忘会が開設する特別養護老人ホーム八宮荘（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または介護職員等の従事者（以下「短期入所生活介護従業者」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム八宮荘
- (4) 事業所の所在地 宮城県白石市福岡八宮字川原10番地の3
- (5) 電話番号 0224-24-5500
- (6) 事業所長（管理者）氏名 小林 栄一
- (7) 当事業所の運営方針

1 事業所の短期入所生活介護従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の立場たったサービ

スの提供に努める。

3事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(8) 開設年月 昭和55年4月15日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 9:00～18:00 土・日・祝日 9:00～18:00

(10) 利用定員 10人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備 考						
2人部屋	1室	居室面積	16.83	m ²	1人当たり	8.42	m ²	多床室
4人部屋	1室	居室面積	33.00	m ²	1人当たり	8.25	m ²	多床室
	1室	居室面積	34.20	m ²	1人当たり	8.55	m ²	多床室
合計	3室							
食堂	2							
機能訓練室	1							
浴室	2	機械浴・特殊浴槽						
医務室	1							

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名（兼務）	1名
2. 介護職員	30名	28名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	3名	3名
5. 機能訓練指導員	1名（看護師兼務）	1名
6. 介護支援専門員	2名（介護職員兼務）	1名
7. 医師	1名（非常勤）	必要数
8. 栄養士	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
施設長	午前8時30分～午後5時30分
生活相談員	午前9時00分～午後6時00分
医師	内科 1名 毎週火曜日 午前9時30分～午前11時30分
介護職員	標準的な時間帯における配置人員 早番：午前7時00分～午後4時00分 3名 日勤：午前9時00分～午後6時00分 7名 夜勤：午後4時30分～午前9時30分 4名
看護職員	標準的な時間帯における配置人員 日勤：午前9時00分～午後6時00分 3名
機能訓練指導員	午前9時00分～午後6時00分

☆土・日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

（１）当事業所が提供する基準介護サービス（契約書第４条参照）＊

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き通常９割が介護保険から給付されます。
（介護保険負担割合により変わります）

＜サービスの概要＞

①入浴

入浴又は清拭を週３回行います。

寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④その他自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（１日あたり）＞（契約書第７条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金に、ご契約者の介護保険負担割合証に記された利用者負担の割合を乗じた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
○多床室・従来型個室	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円

※長期間の利用（自費利用などを挟み実質 30 日を越える部分）は 1 日-300 円

＜送迎加算（片道）＞

1. 送迎加算	1,840 円
---------	---------

＜サービス提供体制強化加算Ⅰ（１日あたり）＞

1. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220 円
--------------------	-------

＜看護体制加算Ⅰ及びⅡ（１日あたり）＞

1. 看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	120 円
-----------------	-------

＜夜勤職員配置加算（Ⅰ）（１日あたり）＞

1. 夜勤職員配置加算（Ⅰ）	130 円
----------------	-------

＜療養食加算（１食あたり）＞

※厚生労働大臣が定めた療養食を提供したとき

療養食加算	80 円
-------	------

<療養食加算（1食あたり）>

※厚生労働大臣が定めた療養食を提供したとき

療養食加算	80 円
-------	------

<生産性向上推進体制加算（1月あたり）>

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	100 円
----------------	-------

<介護職員等処遇改善加算>

介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	算定単位数×17.6%
---------------	-------------

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）（１）以外のサービス（契約書第５条、第７条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①滞在費（居室料金）（1日あたり）

		利用者負担限度額				基準費用額
		第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②	
滞在費	多床室	0 円	430 円	430 円	530 円	915 円

②食 費

当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食： 7：30～ 8：30

昼食：12：00～13：00

夕食：17：00～19：00

（食費）

	朝食	昼食	夕食	一日当たり
食費	350 円	700 円	650 円	1,700 円

一食単位の金額となります。

昼食代には、間食代（おやつ代）を含みます。

食費利用者負担限度額

	利用者負担限度額				基準費用額
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
利用者負担限度額	300 円	600 円	1,030 円	1,360 円	1,545 円

③通常の送迎実施区域外への送迎

通常の送迎実施地域外（白石市以外）の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスをご利用される場合は、白石市の境からお住まいまでの間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

白石市以外の送迎：1 k m 当たり 2 0 円

④理髪

月に1回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回当たり1, 7 0 0 円

⑤レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：1枚当たり10円

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に出してください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 緊急時の対応方法

短期入所生活介護のサービス実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医等に連絡するなどの措置を講じます。

緊急連絡先	氏名並びに続柄	
	住所	
	電話番号	
主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	

6. 事故発生時の対応

利用者に対する短期入所生活介護サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族に連絡を行なうとともに、市町村及び利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行なうなどの必要な措置を講じます。

7. 守秘義務

事業者及びサービス従業者は、短期入所生活介護サービスを実施するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する事項を第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も保持します。

8. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 菅野 大樹

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～18：00

また、苦情受付ボックスを事務室に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

白石市保健福祉部長寿課 介護保険係	所在地 電話・FAX 受付時間	白石市福岡蔵本字茶園 6 2 の 1 0224-22-1361 8 : 30 から 17 : 00
国民健康保険団体連合会	所在地 電話・FAX 受付時間	仙台市青葉区上杉 1-2-3 022-222-7079・022-222-4469 8 : 30 から 17 : 30
宮城県社会福祉協議会	所在地 電話・FAX 受付時間	仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 022-716-9674・022-716-9298 8 : 30 から 17 : 00

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 特別養護老人ホーム八宮荘

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所	身元引受人住所
氏名	氏名

この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 平屋建
- (2) 建物の延べ床面積 3,444.90 m²
- (3) 事業所の周辺環境

雄大な蔵王連邦の麓に広がる八宮の里に「特別養護老人ホーム八宮荘」があります。近くには、清流白石川の支流児捨川の瀬音が心地良く流れています。車でお越しの場合は、東北縦貫道・白石インターから約10分、JR白石駅から約15分かかります。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員

ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員

ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。

看護職員

主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
3名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員

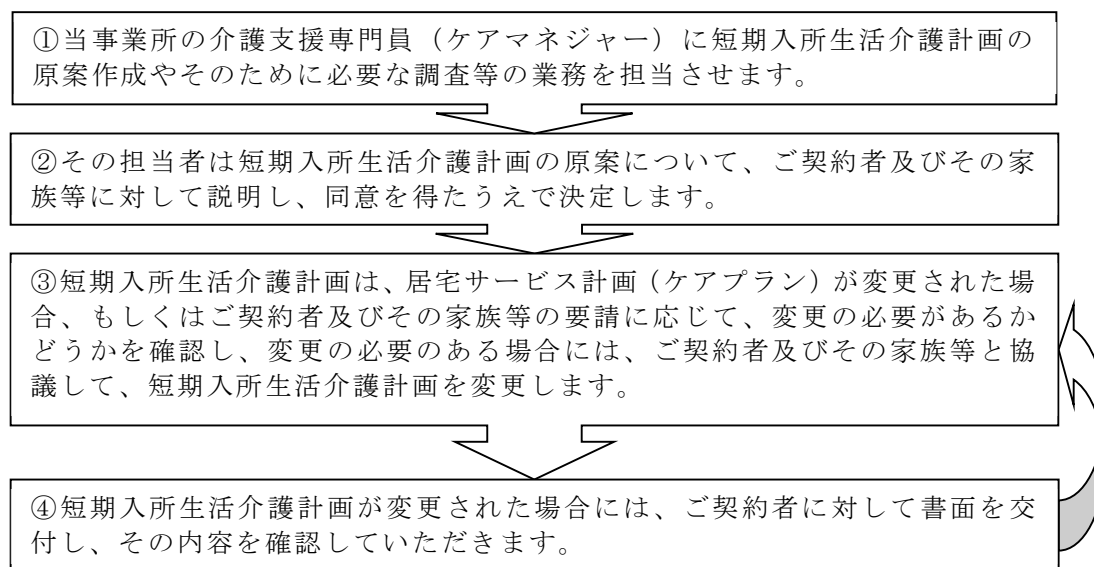
ご契約者の機能訓練を担当します。

医師

ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

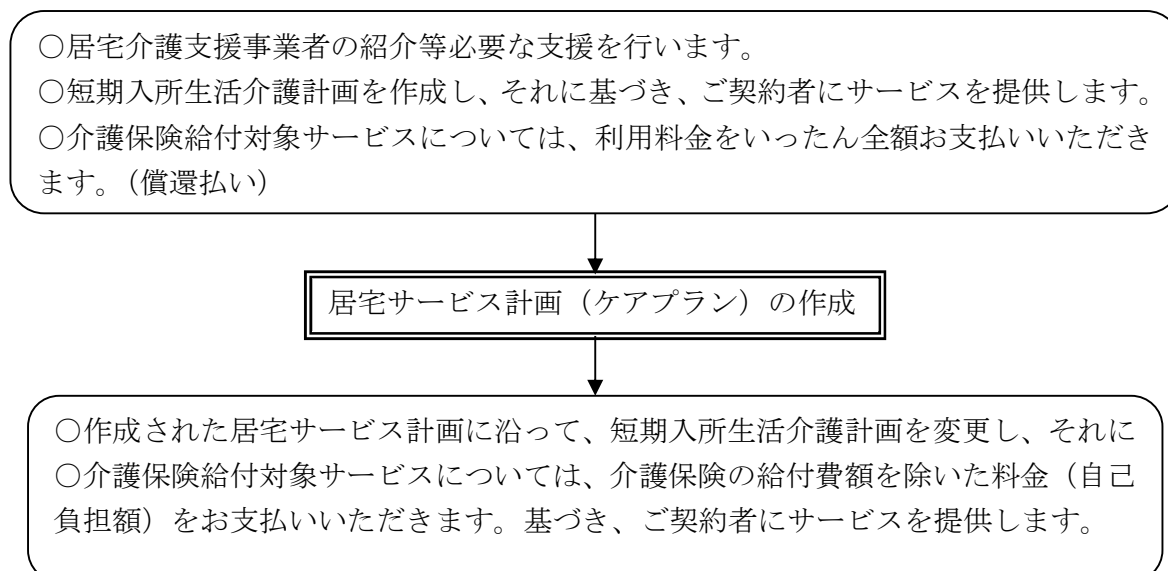
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

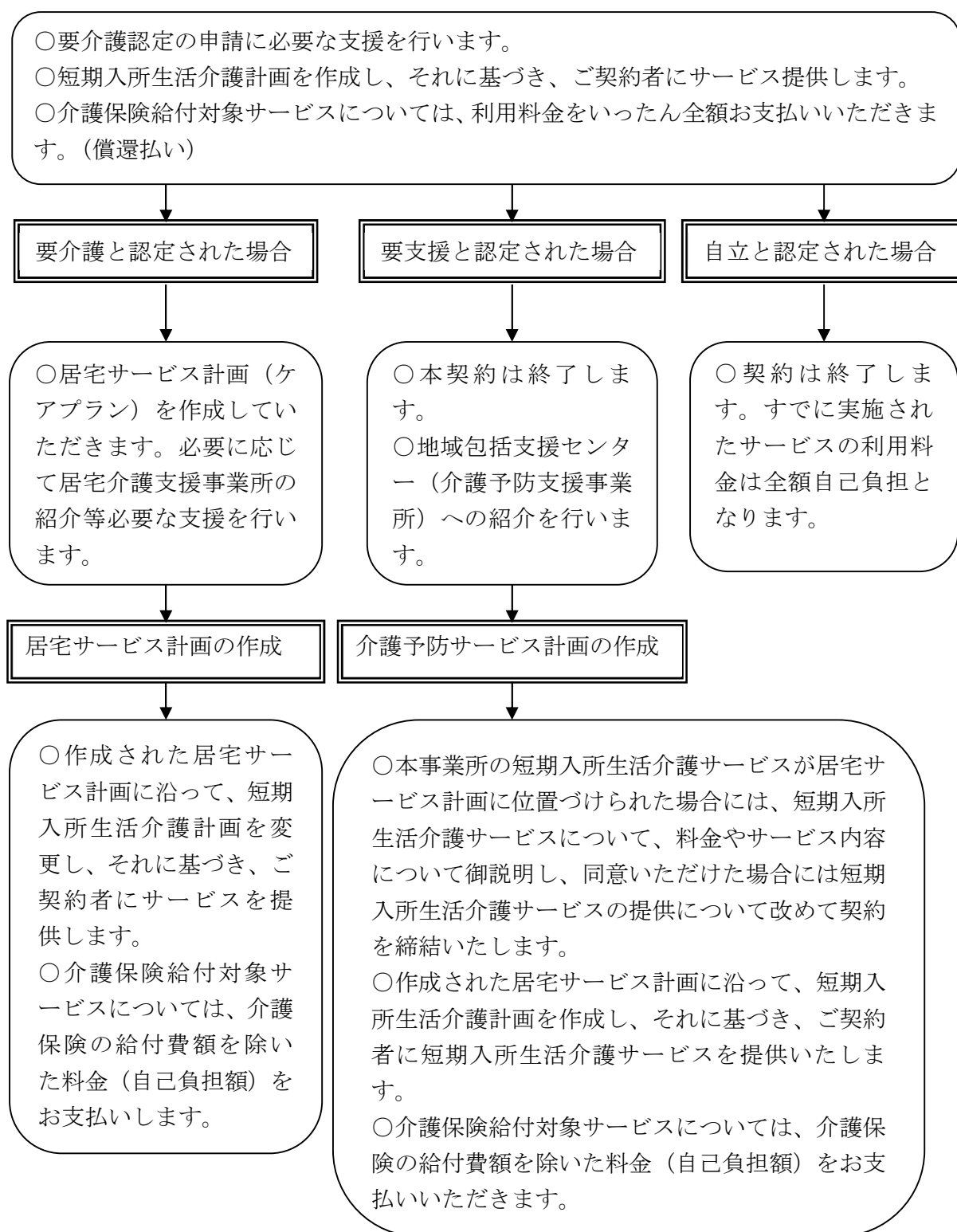


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限＊

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

衣類、日用品雑貨、書籍等

（２）施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（３）喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

（４）サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	公立刈田総合病院
所在地	宮城県白石市福岡蔵本下原沖 3 6
診療科	公立病院で扱っている各診療科

② 協力医療機関

医療機関の名称	大泉記念病院
所在地	宮城県白石市福岡深谷字一本松 5 - 1

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	さくら歯科
所在地	宮城県柴田郡大河原町字東新町 6 - 9

④ 協力医療機関

医療機関の名称	仙南サナトリウム+
所在地	宮城県白石市大鷹沢三沢字中山 7 4 - 1 0

6. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 16 条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が死亡した場合② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者（ 介護課係長 高橋浩美 ）

（２）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

（３）虐待防止のための指針の整備をしています。

（４）従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

（５）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身体拘束について

当施設では原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなっただけの場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10. 第三者評価の実施状況

未実施